

# 国際教養大学秋田県派遣職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日  
理事長 決定  
規程 第 31 号

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 年俸等（第 5 条—第 12 条）

第 3 章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当（第 13 条—第 14 条）

第 4 章 給与の支給及び支払方法（第 16 条—第 25 条）

第 5 章 退職者の給与（第 26 条）

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程（以下「就業規程」という。）第 22 条の規定に基づき、「公益的法人等への派遣等に関する条例」（平成 13 年秋田県条例第 64 号。）第 2 条第 2 項により、秋田県から公立大学法人国際教養大学（以下、「法人」という。）に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、派遣職員の給与について適用する。ただし、ディレクター以上の職にある派遣職員についてはこの限りでない。

（法令との関係）

第 3 条 派遣職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）、その他の関係法令の定めるところによる。

（給与の定義）

第 4 条 この規程で「給与」とは、年俸、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務及び「一般職の職員の給与に関する条例」（昭和 28 年秋田県条例第 22 号（以下「給与条例」という。））第 2 条に規定する扶養手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を含むものとする。

## 第 2 章 年俸等

（年俸）

第 5 条 年俸は、一の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の職務遂行に対する対価として、派遣職員に支給する。

(年俸の決定)

第6条 派遣職員の年俸は、給与条例第3条により、秋田県に勤務しているとした場合に支給される4月から翌年3月まで給料の総額とする。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、給与条例第10条及び第11条の規定に準じて支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、給与条例第11条の4の規定に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、給与条例第12条の2の規程に準じて支給する。

(期末手当)

第10条 期末手当は、給与条例第21条、第21条の2、第21条の3の規定に準じて支給する。

2 給与条例第21条第1項中、基準日の属する月の人事委員会で定める日については、それぞれ6月21日、12月21日とし、その日が、国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）第7条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 給与条例第21条第2項中、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間については、法人に派遣される以前の勤務期間を含むものとする。

4 給与条例第21条第4項中、職員の給料の月額については、派遣職員が基準日に秋田県に勤務しているとした場合に支給される給料の月額をいう。

(勤勉手当)

第11条 勤勉手当は、給与条例第22条の規定に準じて支給する。

2 給与条例第22条第1項中、基準日の属する月の人事委員会で定める日については、それぞれ6月21日、12月21日とし、その日が労働時間等規程第7条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 給与条例第22条第3項中、職員の給料の月額については、派遣職員が基準日に秋田県に勤務しているとした場合に支給される給料の月額をいう。

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、給与条例第23条の規定に準じて支給する。

### 第3章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当

(時間外勤務手当)

第13条 労働時間等規程第9条第1項に基づき時間外勤務を命じられた派遣職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」と

- いう。)に行われた場合は、100分の150)を時間外勤務手当として支給する。
- 2 労働時間等規程第7条に基づき休日を振り替えられたことにより週の労働時間が40時間を超えて勤務を割り振られた派遣職員には、当該40時間を超えて勤務を割り振られて勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、派遣職員が労基法第36条に基づく協定に定める一月(毎月1日を起算日とする。)または一の年度(4月1日を起算日とする。)における限度時間(以下「限度時間」という。)を超えて時間外勤務を命じられた場合は、当該限度時間を超えた時間については、次の各号に定める時間外勤務時間数に応じた勤務1時間当たりの年俸額を時間外勤務手当として支給する。この場合において、時間外勤務時間数が一ヶ月における限度時間と一の年度における限度時間のいずれも超えたときは、いずれか高い率の時間外勤務手当を支給する。
    - 一 1月における時間外勤務時間数が45時間を超え60時間以下 100分の130(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の155)
    - 二 1月における時間外勤務時間数が60時間超 100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)
    - 三 一の年度の時間外勤務時間数が360時間超 100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)
  - 4 時間限度を超える時間外勤務時間の算定にあたっては、労働時間等規程第7条第1項に定める法定休日以外の日において勤務した時間が、同規程第4条に定める所定労働時間を超え、または労働基準法第32条第1項に定める労働時間を超えた場合、その超えて勤務した時間を算入する。
  - 5 第3項第二号の規定にかかわらず、派遣職員が、労働時間等規程第12条の2に定めるところにより代休の取得を申し出た場合は、当該代休の取得に係る時間外勤務時間については、第1項に定める時間外勤務手当を支給する。ただし、派遣職員から当該代休の取得の申出を受け、この規定により第1項に定める時間外勤務手当を支給した後、労働時間等規程第12条第2項に定める期間内に当該代休が取得されないことが確定したときは、当該代休が取得されなかった時間については、前項第二号に基づき支給されるべき時間外勤務手当と当該支給済みの時間外勤務手当との差額を支払うものとする。

(休日勤務手当)

- 第14条 労働時間等規程第9条第1項に基づき休日勤務を命じられた派遣職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、労働時間等規程第12条に定める代休日を指定した場合には、当該勤務を命じられた時間のうち8時間については、1時間につき勤務1時間当たりの年俸額の100分の35を支給する。

(深夜勤務手当)

第15条 労働時間等規程第10条第1項に基づき深夜勤務を命じられた派遣職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

#### 第4章 給与の支給及び支払方法

(年俸の支給)

第16条 派遣職員には、任期の初日から年俸を支給する。

2 派遣職員が離職したときは、その日まで年俸を支給する。

3 派遣職員が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。

(日割計算等)

第17条 年度の途中で、新たに派遣職員となった者、離職した者、死亡した者又は実年俸額に異動が生じた者の年俸は、当該年度の総日数から労働時間等規程第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、これを支給する。ただし、離職し又は死亡した教職員に月の末日まで年俸を支給するときは、第23条第4項に規定する場合を除き、第23条第1項から第3項までの規定に基づき当該月までに現に支払った年俸を、日割りにより計算して支給した年俸とみなす。

(勤務時間の計算)

第18条 第13条に規定する時間外勤務手当、第14条に規定する休日勤務手当及び第15条に規定する深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数並びに第22条に規定する年俸の減額の基礎となる勤務しない時間数は、一の月における全時間数(時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当については当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨て、年俸の減額については当該全時間又は端数を切り捨てる。

(端数の処理)

第19条 この規程により計算した給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(年俸の支払方法)

第20条 派遣職員の年俸は、年俸額を12で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「年俸支払基礎額」という。）を毎月支払う。なお、派遣職員が、年度中に給与条例第5条の規定により、秋田県に在職していた場合に昇給等があったと見なされたときは、年俸支払基礎額にその昇給等に基づき加算された額を併せて支払う。また、年度中に給与条例の改正による給与改定があり、秋田県に在職していた場合に給料額が変更になったと見なされたときは、その変更された給料額が年俸支払基礎額を超える場合は、年俸支払基礎額にその超えた額を加算し、変更された給料額が年俸支払基礎額を下回る場合は、年俸支払基礎額のその下回った額を減額し、支払うこととする。

(勤務1時間当たりの年俸額の算出)

第21条 第13条に規定する勤務1時間当たりの年俸額は、年俸額（ただし、前条の規定により、年俸支払基礎額に加算あるいは減額して支払う月においては、その加算あるいは減額後の支払額に12を乗じた額）を当該年度の総日数から労働時間等規程第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数に係る所定労働時間の総数で除して得た額とする。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの年俸額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(年俸の減額)

第22条 派遣職員が勤務しないときは、休暇である場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの年俸額を減額する。

(年俸の前払い)

第23条 派遣職員（当該実年俸額を支払うべき年度の4月に在職する者に限る。）から、以下の各号に該当する事由により申し出があった場合には、法人の会計年度末月及び派遣職員の契約期間における最終月を除き、年俸支払基礎額の2分の1を限度として、翌月支払い分の年俸を前払いすることができる。

- 一 派遣職員又はその二親等以内の親族が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- 二 派遣職員又はその二親等以内の親族が結婚し、又は死亡した場合

(給与の支払原則及び給与からの控除)

第24条 給与は、派遣職員に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 派遣職員に給与を支払う際には、当該給与から、次の各号に掲げる税等に相当する金額を控除する。

- 一 源泉所得税
  - 二 住民税
  - 三 健康保険料
  - 四 介護保険料
  - 五 地方職員共済組合等の掛金等
  - 六 雇用保険料
  - 七 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 給与は、派遣職員の申出があった場合には、第1項の規定にかかわらず、その指定する銀行その他の金融機関における預金口座等へ口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第25条 年俸の支給日は、毎月21日とする。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び特別勤務手当の支給日は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月21日とする。
- 3 前二項の支給日が労働時間等規程第7条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

## 第5章 退職者の給与

(退職者の給与)

- 第26条 派遣職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第13条第一号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与の全額（地方公務員災害補償法第28条に規定する休業補償給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。
- 2 派遣職員が前項以外の心身の故障により、就業規程第13条第一号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与の100分の60（政府管掌健康保険から傷病手当給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。
  - 3 派遣職員が、就業規程第13条第二号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与の100分の60以内を支給することができる。
  - 4 派遣職員が、就業規程第13条第三号から第五号までに掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。
  - 5 前四項において、退職とされた期間の給与の支給額の算定にあたっては、第17条に規定する日割り計算の方法に準じる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。